

第十三回 参議院法務委員会會議録第九号

昭和二十七年三月三日(月曜日)午前十一時五分開会

委員の異動

二月二十九日委員小龍彬君辭任につき、その補欠として、徳川頼貞君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 小野 義夫君
理事 伊藤 修君

委員

左藤 義詮君
長谷山行毅君
岡部 常君
齋 武雄君
一松 定吉君
羽仁 五郎君

政府委員

法務政務次官 龍野喜一郎君
法務府行政 小澤 文雄君
事務局側 常任委員 長谷川 宏君
会専門員 西村 高兄君
会専門員 西村 高兄君

本日の會議に付した事件

- 証人喚問に関する件
- 連合委員会開会の件
- 工場抵当法及び飲業抵当法の一部を改正する法律案(内閣送付)
- 国の利害に係るある訴訟について
- 法務總裁の権限等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(小野義夫君) それでは只今より委員会を開きます。

先ずお諮りしたいことがございまして。先般発生しました東大事件につきまして、一、特高警察的なもの存在の有無、二、学園の自由と治安のためにする捜査の限界、三、人権蹂躪の問題等を中心として調査を行いたいと思ひます。

つきましては、明四日十時より委員会を開きまして、証人として矢内原東大学長、尾高東大教授、吉川東大自治会中央委員会議長、中村東大法学部学生大会議長、大野東大法学部総会委員長、野口本富士警察署長、以上を証人として呼出します。なお田中警視總監を参考人として、それ〴〵出頭を求めたいと思ひますが、御異議ございせんか。

○左藤義詮君 証人と参考人とどうして區別されるのですか。警視總監だけをどうして参考人にするのですか。

○委員長(小野義夫君) 速記をとめて……。

○委員長(小野義夫君) 速記を始めて……。

○委員長(小野義夫君) 速記を始めて……。

○委員長(小野義夫君) 御異議がないと認めます。

○一松定吉君 そこで明日の証人を喚問する前に當つて、この大学の問題と警視庁の問題の相剋摩擦の原因は、い

わゆる文部省の次官通牒というものの端を発したものだと思ひます。その解釈の見解如何。そういたしますと、我々国会議員としては文部省の次官通牒の内容を明らかにしなければ、この事実について判断するところの資料というものに欠けるところがあると思ひますから、先ず証人尋問に入る前に文部次官を喚んで、次官通牒の内容を一つ説明させたいということについて御考慮を願ひたいのであります。

○委員長(小野義夫君) さよう取計らいます。私の考えでは印刷物、今我々の手に入つておりますが、その次官通牒の印刷物を提示してもらつて、証人から証言を求めると、これを文部次官から一つ説明すること、これを一段に取計らいます。それでいいですか。

○委員長(小野義夫君) 御異議ないものと認めます。そういたしますと、それでは繰返してもう一遍申上げますという

と、証人として矢内原東大学長、尾高東大教授、吉川東大自治会中央委員会議長、中村東大法学部学生大会議長、大野東大法学部総会委員長、野口本富士警察署長、田中警視總監、以上を証人として出頭を求めます。

○委員長(小野義夫君) 次に連合委員会についてお諮りいたしますが、只今申上げました東大事件の調査につきま

して、文部委員会において連合委員会を開きたいとの意向もございしますが、文部委員会において当委員会と連合委員会を開く旨決定いたしました際は、明四

日東大事件について法務、文部連合委員会を開きたいと思ひますが、如何がでございましょうか。

○委員長(小野義夫君) 御異議ないと認めます。なお念のために申上げます

が、明四日は政府よりは法務總裁、文部大臣、文部次官、特別審査局長、大

学学術局長の出席を求める予定であります。

○左藤義詮君 文部次官とおつしやつたのですが、文部次官は政府委員になつていないんじゃないですか。それでも議事規則の上で喚べますか。

○委員長(小野義夫君) 説明員として喚べます。

○委員長(小野義夫君) 次に議案の審議に入ります。工場抵当法及び飲業抵当法の一部を改正する法律案、これは予備審査であります。政府の説明を聴取いたします。

○政府委員(龍野喜一郎君) 只今議題となりました工場抵当法及び飲業抵当法の一部を改正する法律案につきましては、提案の理由を説明申し上げます。

企業金融の重要な担保制度である財団抵当の利用が近時急速に増加して参

りますと、工場財団は、その所有権保存の登記後二カ月内に抵当権設定の登記を受けなければならないので、現

在の金融事情の下で担保付社債信託法による抵当権設定のため財団を設定しようとする場合には、右の期間が短きに失するきらいがあり、又財団に設定された抵当権が消滅すれば、財団もこれによつて直ちに消滅すること

になつておりますので、抵当権の消滅後その財団を他の抵当権の目的とすることは不可能でありまして、この場合には多額の費用と複雑な手続により改めて財団を設定し直さなければならぬことになるのであります。更に現行法の下では財団の分割合併が認められておりませんので、財団の余剰担保価値を利用するためには、その財団から組成物件の一部を分離し、これを以て新たに別個の財団を設定し、又はこれを他の財団に追加することと複雑な手続を要するのであります。以上の諸点に鑑みまして、この法律案はこれらの不便不都合を除き、財団抵当による金融の便宜を増進するために、工場抵当法の一部を改正することにいたして

るのであります。

主要な改正点を申し上げますと、第一、財団の所有権保存の登記は、その登記後三カ月内に抵当権設定の登記を受けなければならないものと

して、所有権保存の登記の効力の存続期間を一カ月延長することとし、第二、財団は抵当権の消滅によつては消滅せず、原則として抵当権の登記の抹

消後三カ月内に新たな抵当権の設定の登記を受けないときに初めて消滅するものとし、第三、一定の要件の下に財団の分割合併を認め、これに関する所要の規定を設けることとしたしております。なおこの法律案は、抵当抵当法の一部をも改正することとしたしておりますが、それは現下の鉄業経営の実情に照して、鉄業関係の工業所有権を鉄業財団の組成物件に加え、又財団に属している採掘権に租賦権を設定することを認める必要があり、この点につきましてその趣旨の改正を加えることとしたのであります。

以上この法律案につきまして概略説明申し上げたものでありますが、何とぞ慎重御審議のほどをお願いいたす次第であります。

○委員長(小野義夫君) 本案に対する質疑は次回より行ふことにいたします。

○委員長(小野義夫君) 次に、国の利害に關係のある訴訟についての法務總裁の権限等に関する法律の一部を改正する法律案を議題に供します。

本案に対する政府の説明はすでに聴取しておりますので、これより質疑に入りたいと思ひます。御質疑のありのめは御発言を願ひます。

○伊藤修君 今の議題になりました法案に対して提案理由を伺つただけのようには記憶してありますが、説明をお願いしたいと思ひます。

○委員長(小野義夫君) それじや……。

○政府委員(小澤文雄君) この国の利害に關係のある訴訟についての法務總裁の権限に關する法律の改正箇所は、すでに前に提案理由の際に説明のありましたように非常に簡単な点でござい

ますが、従来に關する行政訴訟の中で、行政庁が形式上の当事者になつております訴訟につきましては、法務總裁は訴訟を管理し、訴訟の指揮をすることはできるのであります。それと、そうして又法務府の職員を指定代理人にしてその訴訟を行わせることも必要に応じてございまして、その訴訟を行わせる途がなかつたわけではござい

ます。これは恐らく当初の考え方は、法務府の訴訟指揮を行政庁に對する訴訟指揮を通じてなせばそれで十分ではないかといつたような考へで、このような制度ができたのじやないかと思ひますけれども、その後この法律の施行の経験によりまして、やがて行政庁自身がその職員で訴訟を遂行するの力が足りない、而も弁護士を選任してやるというときには、その弁護士

の選任、それから選任の手続等に意外に時間を要しまして、そのために期日のきまつた訴訟等について急速に適切な措置をとることができにくいような例もあつたのであります。それで、それから、そういう場合には行政庁に對する訴訟指揮を通じて間接に適當な弁護士を行政庁をして選任せよというよりも、必要に応じて法務總裁自身もそういう場合には適當な弁護士を選任して直ちに訴訟に對する訴訟の態勢を整えるということが必要なことになるわけではございまして、そのためにこのような改正をしたいと思つたわけ

です。

○伊藤修君 選任する人は誰ですか。

○政府委員(小澤文雄君) 法務總裁が選任いたします。

○伊藤修君 そうすると、それは法務總裁の選任書ですか、委任状を渡すのですか。

○政府委員(小澤文雄君) 選任した場合には選任書を出す取扱になつております。従来も行政庁が選任した場合或いは法務總裁が行政訴訟についてみずから弁護士を選任する場合、いずれも民事訴訟法の要求するところに従つて書面でその権限を渡さなければならぬわけではございまして、その形式として選任書というものを出してあります。

○伊藤修君 そうすると、その選任書の授權の範圍はどこまで入るのですか。私のお尋ねするのは、いわゆる一般弁護士に對して授權をする場合の、あの授權方法と同様に解釈していいのですか、特段の制約があるのですか。

○政府委員(小澤文雄君) これは現行法の第七條に規定がございまして、副代理人選任以外の一切の権限を委任することができることになつております。それで實際におきまして、この法務總裁が従来選任してありますときには、この七條で許されておるすべての権限を委任してあります。

○伊藤修君 特段の明記のない限り、この七條による授權行為一切を含むところの選任書と、こういうふうに解釈していいのですか。

○政府委員(小澤文雄君) これは實際の取扱として従来はそういうことであります。ただ勿論法務總裁が選任するわけではございまして、若し何か特段の理由があつてその代理權の内容を制限する必要があるといひますれば、制限する

限するのは差支えないと思ひますけれども、實際が今までのような例に出

会つたことはございせん。

○伊藤修君 そうすると、七條のほうは關係していませんが、和解とか、そういう権限であるのですか。

○政府委員(小澤文雄君) それもございまして。

○伊藤修君 これは訴訟物の拋棄はどうなるのですか。

○政府委員(小澤文雄君) 特に民事訴訟法の規定に従つて特別の授權をする場合には、訴訟物の拋棄もすべてできるものと考へてあります。

○委員長(小野義夫君) ちよつと速記をとめて……。

○委員長(小野義夫君) 速記を始め……。

○政府委員(小澤文雄君) 先ほど伊藤委員の御質問に對しまして、弁護士

の権限につきまして、現行法第七條を引用いたしてお答えいたしました、それは私の思い違ひでございまして、七條は法務總裁の指定する指定代理人の権限でございまして、弁護士

の権限でございまして、専ら民事訴訟法の規定によつてその内容を定めてあります。そして實際の取扱といひまして

は、選任した弁護士の権限はやはり第七條の規定する指定代理人の権限と同じように、副代理人選任の権限以外の権限は一般に全部授權してある取扱でございまして、勿論先ほど御質問のあり

ましたように、請求の認諾とか、或いは和解とかの権限につきましても、民事訴訟法に規定する通り、特別の授權をすればできるわけではございまして、現在まではやはり全部の権限を委任し

ておる事情でございまして。

○伊藤修君 そういたしますと、結局私のお尋ねしようという趣旨は、七條によるところの授權行為ではなくて、いわゆる一般民事訴訟法によるところの授權行為である。従つて特別授權行為は同法によるところの授權手續がなかつたならばできないのだ、こういうように解釈してもいいのですか。

○政府委員(小澤文雄君) さうでございまして。

○委員長(小野義夫君) ちよつと速記を止めて……。

○委員長(小野義夫君) それでは速記を始め……。

今日はこれで散會いたします。午前十一時四十三分散會

三月一日日本委員会に左の事件を付託された。

一、ゼネスト禁止法案等に関する陳情(第三六八号)

第三六八号 昭和二十七年二月十九日受理

ゼネスト禁止法案等に関する陳情 陳情者 福岡県遠賀郡水巻町議會議長 栗川正雄

政府は、今次国会に議和後の治安維持の名のもとにゼネスト禁止法案、団体等規正法案、集團示威取締法案等を提出し、また労働法規の改正を企圖され

ている由であるが、少しでも民主主義の發展をさまたげることのないよう、公正なる労働條件および労働基本権の確立に留意せられたいとの陳情。